【資料 まち1】

復興まちづくり計画策定に向けて

平成25年7月11日(木)

第1回 まちづくり計画検討部会

1 これまでの議論の振り返り

- (1)復興ビジョンと復興計画
- (2)復興ビジョン・復興計画における「ふるさと の再生」のポイント
- (3)復興計画におけるまちづくりのイメージ図
- (4)復興計画に定める「まちづくりの議論の方 向性」

- (1)復興ビジョンと復興計画
 - 〇浪江町復興ビジョン(H24.4)
 - 〇浪江町復興計画【第一次】(H24.10)

復興の理念

みんなでともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて ~未来につなぐ復興への想い~

復興の基本方針

- 〇すべての町民の暮らしを再建する~どこに住んでいても浪江町民~
- ○ふるさと なみえを再生する~受け継いだ責任、引継ぐ責任~
- 〇被災経験を次代や日本に生かす~脱原発、災害対策~

最優先に復興すべきものは、「一人ひとりの暮らしの再建」。 そのうえで、今後どこに住んだとしても心の拠り所としての「ふるさと なみえ」の再生を成し遂げることが必要。

(2)復興ビジョン・復興計画における 「ふるさとの再生」のポイント

①前提となるもの

- 避難生活環境の改善、町外でも安心できる生活環境の構築など、すべての町民の暮らしの再建が前提
- ・それぞれが思い描く暮らしの再建を実現するためには、それぞれの想いに 応じた選択肢を保障していくことが必要
- 広い意味では、ふるさとの再生もその一つ

②町内復興の考え方

- ・まずは小さくても再建し、再建してから復興というプロセスが大事
- ・短期では自宅に帰宅できないが、浪江町内に戻りたい人のために、低線 量地域に復興拠点が必要
- 低線量地域の人たちの復興拠点を作るレベルではないことを示していくことが必要
- ・短期的には常磐線以東、中期的には大堀苅野地区の山際、長期的には 全町に拡大

(2)復興ビジョン・復興計画における 「ふるさとの再生」のポイント

③低線量地域の考え方

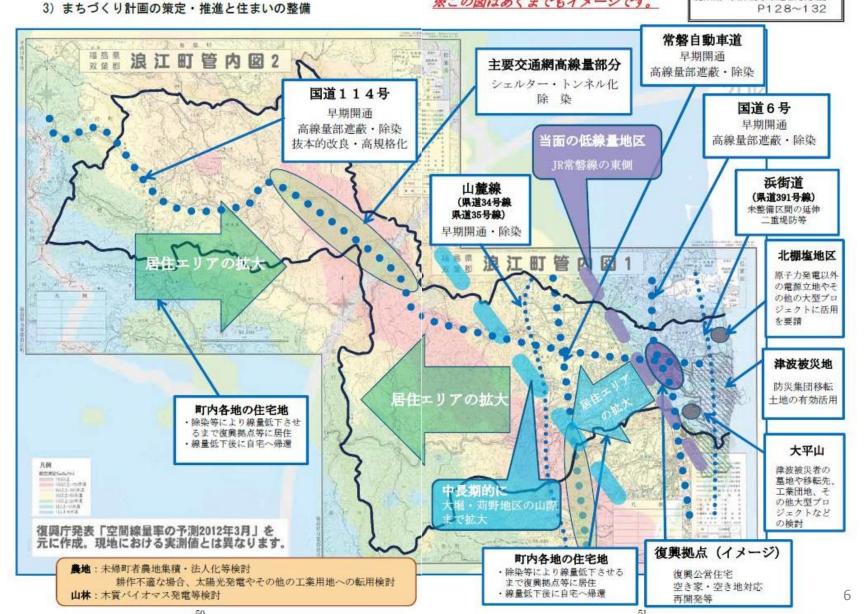
- ・浪江町の一部だけを復興する意味ではない
- ・戻れるところから戻る、町の復興のきっかけとなる地域
- 自分の土地や家ではなくても、町内の低線量地域に住むことも含め、想い を受け止める必要
- 自分のところは大丈夫だから帰れると個人の問題にするのではなく、皆で何とか住めるように考えるのが一番重要
- ⇒ふるさと再生にあたっての対象は、低線量地域の町民だけではなく、全町 民であると考えることが重要

④復興拠点の環境整備

- ・町内での生活関連サービスの確保と、町内復興公営住宅の設置
- 中心市街地の再生
- ・既存制度での実施が困難な場合は新たな制度導入も検討

(3)復興計画におけるまちづくりのイメージ図

ン ナナベノリシボの符号・## ト仕ナいの整件 ※この図はあくまでもイメージです。 施策編



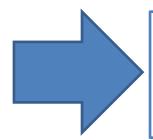
(4)復興計画に定める「まちづくりの議論の方向性」

①低線量地域の段階的拡大を踏まえたまちづくり

- ・低線量地域を足がかりとし、まちの再生に着手し、次第に線量の高い地域 へと範囲を拡大
- ・帰宅が困難な場合であっても、町内に公営住宅等を整備し、低線量化が 進むまでの間の住まい、又は町内での居住の場を確保
- ⇒詳細な内容については、個別の<u>まちづくり計画</u>で検討

②町内における土地利用の方向性

- ・従来の土地利用形態を尊重した上で、中長期的な町の発展に貢献する土地利用を進める
- 津波被災や原発事故を踏まえ、限られた土地を有効活用し、適正かつ合理的な土地の利用を図る
- ⇒これらを具現化するための土地利用計画の策定についても検討



- ○復興計画では「議論の方向性」までを整理
- ○具体的には、まちづくり計画・土地利用計画で検 討することに

2 復興まちづくり計画の策定

- (1)策定の目的
- (2)復興まちづくり計画で定めるもの(案)
- (3)復興まちづくり計画策定上のポイント
- (4)復興まちづくり計画の策定体制
- (5)各委員等の役割
- (6) 策定スケジュール(案)

(1)策定の目的

復興ビジョンや復興計画に基づいて、浪江町のまちづくりに関する方針、土地利用及び具体的な取組みを定める個別計画として「復興まちづくり計画」を策定する

〇復興まちづくり計画策定の目的

- ・復興計画等で未整理となっている「復興まちづくり」の具体事項に関して、避難指示解除(平成29年3月)を想定して検討する必要があるため
- ・町内インフラ復旧の指針(復旧範囲・規模など)となるものが必要であるため
- まちづくりも「暮らしの再建の一部」と考えられることを踏まえ、早急にまちづくりの像を示すため
- 早期にまちづくりの見通しを立てておくことで、制度上の課題・ 不足を把握するため

(2)復興まちづくり計画で定めるもの(案)

浪江町全体のまちづくりを考えながら、土地利用・整備方針、必要となる生活環境について、 部会で話し合いながら策定していきます

○復興まちづくり計画に定める主な内容

- 目指すべき復興まちづくりの形
- 浪江町全体の土地利用方針
- ・低線量地域(復興拠点)の土地利用ex)町内復興公営住宅の建設予定地や規模など
- ・復興拠点に備えるべき生活環境と実現に向けた課題や 具体策
 - ex) 産業(雇用)、福祉、医療、教育、文化など
- ⇒具体的取組みは翌年度以降も継続して検討

(3)復興まちづくり計画策定上のポイント

①暮らしの再建との関係

- ・町の復旧・復興の第一は、町民の暮らしの再建であること
- ふるさと再生もその一部であること
- ⇒単に浪江町の土地をどうするかの視点ではなく、暮らしの再建の一端を担 うものが「ふるさと再生」

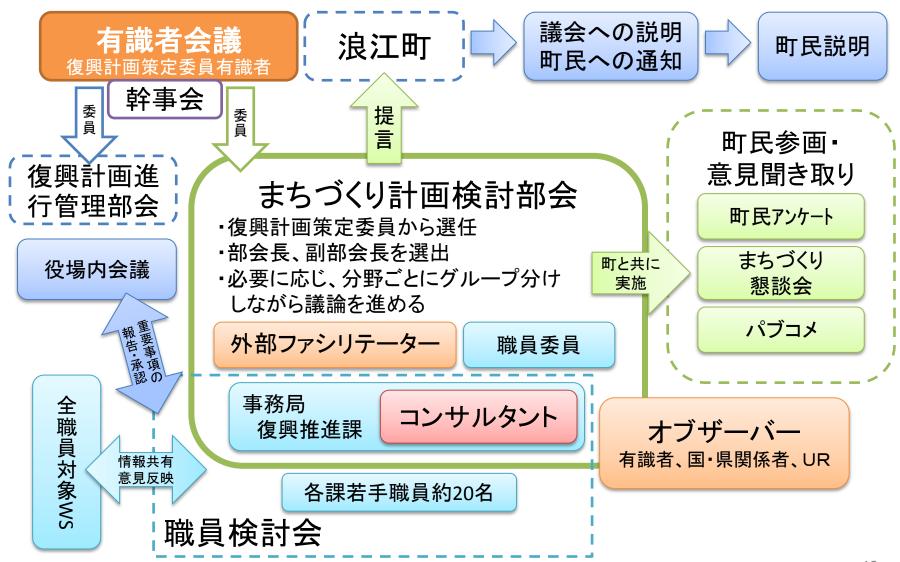
②対象地域と復興拠点

- ・浪江町の一部に限った議論をするものではないこと
- 自分の土地や家ではなくても、町内の低線量地域に住むことも含め、想いを 受け止める必要があること
- ふるさと再生にあたっての対象は、低線量地域の町民だけではなく、全町民と考えること
- ⇒復興ビジョン・復興計画で整理されてきた思いを引き継いでいく必要がある

③津波被災地復興との関係

- ・津波被災地の復興に関しては、津波シミュレーションやこれまでの議論を基 に、高台移転と共同墓地移転を計画・進行中
- 生活環境など共通する課題も多数あることから、連携して進める必要がある

(4)復興まちづくり計画の策定体制



(5)各委員等の役割

まちづくり計画検討部会

- 町民と役場職員による検討組織
- 復興まちづくり計画をまとめ町に提言
- 計画策定のみならず、その後のまちづくりにも関与
- •ワークショップ形式での話し合いを基本

オブザーバー

- ・上記以外の有識者、国・県関係者、 (独)都市再生機構等で組織
- ・部会での話し合いを把握し、必要に応 じて委員や事務局へアドバイスを行う
- ・必要に応じ他に専門家を招くことも想定

外部ファシリテーター

- ・第三者の立場で部会等の話し合いを ファシリテート
- ・出席委員の納得感を醸成
- ・計3名のファシリテーターが参画

復興計画策定委員有識者

- 復興ビジョン・計画との整合性をチェックし、アドバイス
- ・専門的見地からのアドバイス
- ・有識者会議や幹事会等により、2部会 の整合性・進捗状況をチェック

職員検討会

- •若手役場職員を中心に組織
- 町としてのまちづくり案をまとめる
- ・部会で出た課題等への対応策を検討
- ・役場内での情報共有、意見反映を目的 に、全職員ワークショップも開催

コンサルタント

- ・事務局とともに、策定全体に係る事務・ 運営補助、関係図書作成
- 会議内容の記録、可視化
- 会議に必要な資料のとりまとめ

事務局 復興推進課 まちづくり整備係

(6)策定スケジュール(案)

月	部会回数-開催日	内容(現時点での案)
7月	11日 第1回部会 23日 第2回部会	【第1回】委員顔合わせ、委員の思い・意気込みの共有 【第2回】まちづくりのプロセスを描く まちづくりへの提案、気になっている点を出し合う ⇒策定作業行程上とまちづくり上の課題を整理していく
8月	28日 第3回部会	前回の部会を踏まえながら「まちの理想像」を考える
9月	<u>24日</u> 第4回部会	土地利用ゾーニングを検討する (アンケート結果も反映させる) 懇親会
10月	中下旬 第5回部会	まちづくりに必要な生活環境について話し合う
11月	中旬 第6回部会	生活環境の整備に関する課題と解決策について、 分野ごとに分かれて話し合う 合宿形式?
12月	中旬 第7回部会	それまでの話し合いから、復興まちづくり計画中間とりまとめを行う
1月	パブリックコメント	
2月	上旬 第8回部会	パブリックコメント等を反映した最終の計画書について話し合う
3月	予備	必要に応じて追加して部会を開催

~最後に~

策定過程において大切にしたいこと

- ①それぞれの立場の尊重と協力を意識する(復興ビジョンより)
- ・国、県、町が主体となって復興を推進していくとしても、生活を取り戻すこと ができるのは、町民一人ひとり
- 各々の立場や役割を尊重し、信頼しあえるパートナーシップを築くこと
- ②多様な考え方を尊重する(復興ビジョンより)
- 様々な考えや想いを無視した一方的な押し付けではお互いに苦しむことに
- 人それぞれ考えが違うことを認め、尊重し合うことが必要
- ③より良い議論となるよう意識する フィンランドの小学五年生が集まって作った「議論における10のルール」
 - 1. 他人の発言をさえぎらない
 - 2. 話すときは、だらだらとしゃべらない
 - 3. 話すときに、怒ったり泣いたりしない
 - 4. わからないことがあったら、すぐに質問する
 - 5. 話を聞くときは、話している人の目を見る
 - 6. 話を聞くときは、他のことをしない
 - 7. 最後まで、きちんと話を聞く
 - 8. 議論が台無しになるようなことを言わない
 - 9. どのような意見であっても、間違いと決めつけない
 - 10. 議論が終わったら、議論の内容の話はしない